

議案第64号

財産の交換について

下記のとおり財産を交換することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

記

1 不動産の表示

交換により取得する財産（土地）

所在地	地目	地積
西市町東畑田31番1の一部	宅地	26.00㎡
西市町東畑田31番2の一部	宅地	6.41㎡
西市町東畑田31番3の一部	宅地	6.34㎡
計		38.75㎡

交換により供する財産（土地）

所在地	地目	地積
西市町東畑田31番4の一部	用悪水路	38.75㎡
計		38.75㎡

2 交換の相手方

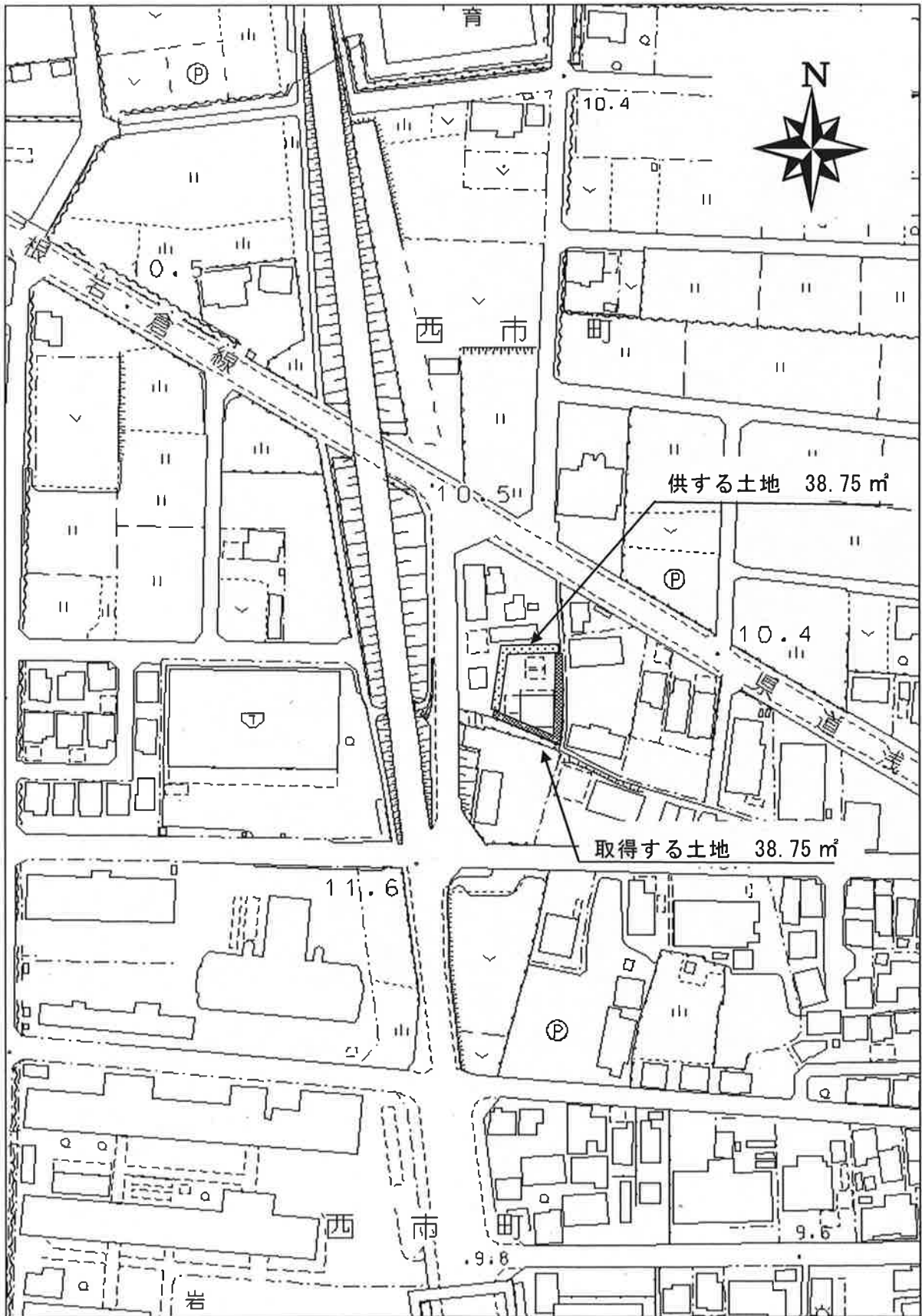
福井県越前市

福井県越前市

岩倉市

3 交換に係る条件

等価交換とする。



1:1,500